

1 総則

（1）目的

この条例は、本町ならではのあふれる情緒と安らぎをもたらす景観形成のための基本的な事項を定めるとともに、景観法の規定に基づき景観計画、行為の制限等に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を活かした良好な景観の形成の促進を図り、町民が希望と誇りを感じられる美しく魅力的なまちづくりに資することを目的とします。

（2）町、町民及び事業者の責務

- 町は、町民及び事業者とともに、良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進し、必要な施策を講じるものとします。
- 町民及び事業者は、自らが良好な景観の形成の主体である、あるいは自らの業務が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努め、町の施策に協力するものとします。

2 景観計画

（1）景観計画の策定

町長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、景観計画を定めるものとします。
（※景観計画は、今回三朝町景観条例を制定した後、本格的に策定の話し合いを進めていきます）

（2）計画策定の手続き

町長が景観計画を定めるときは、景観法に定める手続きに従うほか、三朝町景観審議会の意見を聴くものとします。

計画を変更するときについても同様としますが、三朝町景観審議会が軽微なものと認める変更については、この限りではありません。

※景観法第9条に基づく景観計画策定の主な手続き

- ・あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること
- ・都市計画区域に係る部分については、三朝町都市計画審議会の意見を聴くこと
- ・景観計画を定めたときに公表すること など

（3）計画提案の手続き

住民等から計画提案が行われ、これを踏まえた策定又は変更をする必要がないと決定し、提案者にその旨を通知しようとするときは、町は、景観法に定める措置のほか、あらかじめ、三朝町景観審議会に当該計画の素案を提出して、その意見を聴くものとします。

※景観法第14条第2項に基づくとるべき措置

都市計画区域に係る部分については、三朝町都市計画審議会に当該計画の素案を提出して、その意見を聴かなければならない

（4）景観計画への適合

景観計画区域内（＝三朝町全域）において、景観法第16条第1項に掲げる建築物の建築、工作物の建設など所定の行為をしようとする者は、それが景観計画に適合するよう努めるものとします。

※景観法第16条第1項に掲げる所定の行為について

景観計画区域内において、次の①～④の行為をしようとする者は、その行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手・完了予定日などを記した届出書を町長に届け出ることとされています。

- ① 建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更
- ② 工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更
- ③ 都市計画法に規定する開発行為
- ④ 景観計画に従い景観行政団体（県、町）の条例で定める行為（＝追加行為）

（5）鳥取県景観計画の準用（経過措置）

町の景観計画ができるまでは、鳥取県景観計画の三朝町に係る部分を町の景観計画とみなして運用します。

3 行為の規制等

〔 ※ これまでの運用と整合性を図る観点から、基本的に鳥取県景観形成条例の規定（三朝町に係るもの）に合わせた定めをおくなど、現状・実態に即したものとします 〕

(1) 追加行為

町長への届出を必要とする行為として、景観法第16条第1項にすでに定める行為のほか、次の行為を条例で追加して定めます。

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・ 夜間、公衆の観覧に供するために、建築物等や屋外の物件の外観に継続して当てる照明

(2) 追加行為の届出

- 追加行為を行おうとする際の届出は、届出書に別途町が定める書類を添付して行うこととします。
- 追加行為に係る届出書への記載事項は、法律に定める事項のほか、次に掲げる事項とします。
 - ・ 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人等にあつては、その名称及び事務所の所在地）
 - ・ 行為の完了予定日
 - ・ その他、別途町が定める事項

(3) 追加行為に係る変更の届出

- 追加行為に係る変更の届出を要する事項は、当該行為に係る設計又は施行方法（通常の管理行為や軽易な行為など一部を除く）とします。
- 追加行為に係る変更の届出についても、届出書に別途町が定める書類を添付して行うこととします。

(4) 適用除外行為の追加

景観法第16条の規定に基づく行為の届出（その行為の設計又は施工方法の変更の届出を一部含む）を要しない行為は、法律に定めるもののほか、次に掲げる行為とします。

- ① 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの
 - ア 自然公園法の規定に基づく国立公園事業の一部、特別地域・普通地域内での行為など
 - イ 鳥取県立自然公園条例の規定に基づく公園事業の一部、特別地域・普通地域内での行為など
 - ウ 鳥取県自然環境保全条例の規定に基づく特別地区・普通地区内での行為など
 - エ 森林法の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林での開発行為など
 - オ 文化財保護法の規定に基づく重要文化財の修理、史跡名勝天然記念物の復旧など
 - カ 鳥取県文化財保護条例の規定に基づく県指定保護文化財の現状変更・修理、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更など
- ② 建築物の建築等又は工作物の建設等の行為であつて、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 一定の規模〔別表の区分1〕を超える建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更
 - イ 特定工作物に係る行為

〔特定工作物〕〔※現に適用している鳥取県景観形成条例に合わせ、次を指すものとします
対象は現行と同じですが、11の設備も対象であることを独自に明示しています。〕

- 1 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 2 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
- 3 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- 4 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- 5 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- 6 鉄柱、木柱その他これらに類するもの（12に掲げるものの支持物を除く。）
- 7 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
- 8 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- 9 石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- 10 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
- 11 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの
- 12 電線、索道用架線その他これらに類するもの（それらの支持物を含む。）
- 13 塀、さく、垣、擁壁その他これらに類するもの（生け垣を除く。）
- 14 自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの

- ウ 一定の規模〔別表の区分2〕を超える工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更
- ③ 次に掲げる行為であって、〔別表〕に規定する規模以下のもの
 - ア 建築物の建築等（増築等の一部を除く）
 - イ 特定工作物の建設等（増築等の一部を除く）
 - ウ 都市計画法に規定する開発行為
 - エ 追加行為
- ④ 設置期間が90日を超えない建築物等の新築・増築・改築・移転、外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更
- ⑤ 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- ⑥ 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- ⑦ 追加行為のうち、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - イ 堆積の期間が90日を超えないもの
- ⑧ ①～⑦に準ずるものとして町が別途定める行為

（5）事前協議及び助言

- 景観計画区域内（＝三朝町全域）において景観法第16条の規定に基づく行為（その行為の設計又は施工方法の変更を一部含む）をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するか否かについて町長に協議することができることとします。
- 町長は、景観法第16条の規定に基づく行為の届出（その行為の設計又は施工方法の変更の届出を一部含む）をした者に対し、必要な助言をすることができることとします。

（6）特定届出対象行為

町長は、良好な景観の形成のために必要があるときは、景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び第2号（工作物の建設等）に掲げる行為の全てを対象として、町が景観計画で定める制限に適合しない場合には、その設計の変更など必要な措置をとることを命ずることとします。

（7）変更等の命令手続等

- 町長は、景観法第16条の規定に基づく行為の届出（その行為の設計又は施工方法の変更の届出を一部含む）が町の景観計画に定める制限に適合しないときは、その設計の変更など必要な措置を勧告することができますが、当該勧告に従わないときは、別途町が定めるところにより、その旨を公表することができることとします。
この場合において、町長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、三朝町景観審議会の意見を聴くものとします。
- 町長は、「（6）特定届出対象行為」における命令を行おうとするときは、あらかじめ、三朝町景観審議会の意見を聴くものとします。

（8）着手制限期間の短縮通知

町長は、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと認め、景観法第16条の規定に基づく行為の届出（その行為の設計又は施工方法の変更の届出を一部含む）を行った者に対して当該行為の着手までの期間を短縮するときは、その旨を通知しなければならないこととします。

4 三朝町景観審議会

- 町長の諮問に応じて良好な景観形成に関する事項を調査・審議させるため、三朝町景観審議会を置くこととします。

〔三朝町景観審議会 組織の概要〕

- ・委員10人以内で組織
- ・学識経験者、公募、町長が特に必要があると認めた者のうちから委嘱
- ・任期2年、再任可
- ・過半数の出席で開催成立、出席委員の過半数で決議

5 その他

- 条例の施行期日は、令和5年4月1日とします。
- 三朝町景観審議会委員の委嘱に関し必要な手続等の準備行為は、この条例の施行前においても行えるものとします。
- 町の景観条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町が別途規則で定めることとします。

〔別表〕

(※現に適用している鳥取県景観形成条例の基準と同様の規模とします)

行為の区分		規模
1 建築物 の建築 等	(1) 建築物の新築又は移転	当該建築物の高さが13メートル、かつ、建築面積が1,000平方メートル
	(2) 対象建築物の増築等	当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル (当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該建築物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
2 工作物 の建設 等	(1) 工作物の新築又は移転	煙突、広告塔、電波塔、高架水槽、彫像、鉄柱、観覧車、コンクリートプラント、石油等を貯蔵・処理する施設、汚水処理施設、太陽光発電設備その他これらに類するもの
		電線、索道用架線など
		塀、さく、垣、擁壁など
		自動車車庫、物件の保管施設など
	(2) 対象工作物の増築等	当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル (当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該工作物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあつては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
3	都市計画法に規定する開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採など	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、かつ、当該行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さが5メートル及び長さが10メートル
4	木竹の伐採	伐採面積が10ヘクタール
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源などの物件の堆積	堆積物件の高さが5メートル、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル
6	夜間、公衆の観覧に供するために、建築物等や屋外の物件の外観に継続して当てる照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル